

道路運送法改正（2020年11月27日）に伴う福祉有償運送の変更点について

【福祉有償運送の対象の整理】（道路運送法施行規則第49条関係）

- ・規則上明記されていなかった者について、規則を改正し、規則49条第1項第2号に別途定義規定を置いて明確化を図った。4区分に分かれていたものを7つに細分化。

改正前	改正後
イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
ロ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者	ロ <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者</u>
ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者	ハ <u>障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者</u>
ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者	ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
	ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
	へ <u>介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準（基本チェックリスト）に該当する者</u>
	ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

【事業者協力型自家用有償旅客運送の創設】（法第79条の2第1項第5号）

- ・道路運送法の事業許可を持つ一般旅客自動車運送事業者が、運行主体の運行管理及び整備管理の実務に協力する。

○事業者協力型自家用有償旅客運送の概要



・運行管理の責任者が協力事業者の運行管理者である必要がある等、責任関係について処理方針において規定

・事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合は、登録の有効期間を原則5年とする

・事故等によって生じた第三者に対する損害賠償責任の負担割合、実施主体と協力事業者の解決への協力、運行管理及び車両整備の方法等を明確にしておく必要があるため、受委託に関するガイドラインを定めて発出

【期待される効果】

【利用者目線】

- ・安全、安心な交通サービスの提供

【主体目線】

- ・業務負担の軽減
- ・サービス持続性の向上

【交通事業者目線】

- ・委託費の確保等